

## 中南米地域統合を巡る動向

### ■ 着実な統合深化を続ける太平洋同盟

中南米地域に多数存在する地域経済統合のうち、その経済規模から重要なのが太平洋同盟(メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ)とメルコスール(ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ)である。2016 年の中南米・カリブ地域全体の人口に占める太平洋同盟とメルコスールの割合は、それぞれ 34.4%(2 億 2,100 万人)、45.4%(2 億 9,100 万人)であり、同様に地域全体の GDP に占める比率はそれぞれ 35.4%(1 兆 7,710 億ドル)、54.2%(2 兆 7,130 億ドル)となっている。

太平洋同盟については、加盟国間の貿易投資の促進・円滑化の具体的な取り組みをまとめた「太平洋同盟枠組み協定の追加議定書」が各国議会で批准審議が終わり、2016 年 5 月 1 日に発効に至った。これにより、物品貿易に関しては、92%の品目で関税が即時撤廃(残り 8%は最長 17 年で関税撤廃)となり、投資、サービス、政府調達などにおける内国民待遇を付与する広域自由貿易圏がここに成立した。

太平洋同盟の経済統合深化に向けた取り組みは、追加議定書の発効で終わりではない。改定議定書や自由貿易委員会の決定というかたちで、追加議定書の内容をさらに深化させる取り組みが進行中だ。2015 年 7 月に署名された追加議定書の第一次改定議定書は、「貿易に関する技術的障壁」(TBT) (第 7 章)に化粧品に関する付属文書を追加するほか、「Eコマース」(第 13 章)を改定し、「電気通信」(第 14 章)の内容を拡充、「規制緩和」(第 15 章 BIS)を新たに追加する内容である。特に TBT の付属文書として規定された化粧品の貿易に関する規定では、化粧品の輸入において従来求められていた「自由販売証明書」(輸出国で合法的に販売されていることを証明する文書)の提出義務を撤廃するなど、同分野のビジネスを円滑にする内容となっている。また、2016 年 6 月 30 日に全会一致で採択し、2017 年 4 月 26 日までに全加盟国で発効した、貿易手続き単一窓口(VUCE)の相互連結に関する太平洋同盟追加議定書自由貿易委員会の第 1 回決定は、各国の通関システムで電子的に発行された証明書や各国事業者の電子署名を相互に有効なものとして認める内容となっている。2017 年 6 月末時点で VUCE の相互連結により、医療関連製品や食品などに関する衛生証明書については 100%ペーパーレス化が実現し、原産地証明書も電子化のパイロットプロジェクトを終えている。今後、その他の証明書に関しても相互電子認証を通じた通関手続きのペーパーレス化が実現する見通しだ。

太平洋同盟では、TBT や貿易円滑化といった各テーマの作業部会で随時加盟国間のビジネス円滑化に向けた議論が行われており、TBT の分野では化粧品に続き、食品サプリメントの輸入規制を緩和する付属文書が完成している。今後は医薬品と医療機器の衛生規制の調和に向けた交渉が行われる予定だ。貿易円滑化の分野では、各国で導入されている認定経済事業者(AEO)制度の相互認証に関する合意の 2017 年中の締結を目指している。

### ■ TPP 原署名国との準加盟国交渉を開始

太平洋同盟枠組み協定の第 3 条 1 項 c は、太平洋同盟設立目的の一つとして、「世界、特にアジア太平洋地域に向けた加盟国間の政策連携、経済通商・統合のプラットフォームになること」を掲げている。この設立目的の実現に向けた具体的な取り組みが準加盟国ステータスの創設である。

準加盟国ステータスは、2017 年 3 月 14 日にチリで開催された閣僚会合でその創設が決まり、6 月 2 日にメキシコで開催された閣僚評議会で具体的な指針が採択された。同指針によると、太平洋同盟の準加盟国になるためには正規加盟 4 カ国との間でハイレベルな FTA を締結し、発効させなければならない。カナダのように既に加盟 4 カ国のすべてと 2 国間 FTA を発効させている国(表参照)であっても、新たに 4 カ国との単一協定を交渉し、締結する必要がある。単一協定の交渉範囲には、少なくともモノの貿易、サービス貿易、投資の 3 分野が含まなければならない。

2017 年 6 月 30 日にコロンビアのカリで開催された第 12 回太平洋同盟首脳会合では、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、およびシンガポールの 4 カ国と準加盟国交渉を開始することが決まった。交渉は 9 月から始まる予定で、加盟国および準加盟候補国の首席交渉官らによって進められる。11 月にベトナムで開催予定の APEC 首脳会議の機会をとらえ、準加盟候補国の代表らとの会合も開催する予定である。

準加盟国候補となる 4 カ国は、全て環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の原署名国である。TPP は米国の離脱表明以降、残る 11 カ国による早期発効を目指す方向ではあるものの、原署名国の間には米国抜きの TPP 発効に対する姿勢の違いがみられる。太平洋同盟の正規加盟 4 カ国は、コロンビアを除けば TPP の原署名国でもある。メキシコ、ペルー、チリの 3 カ国は TPP 交渉によって獲得したアジア太平洋地域における高水準の市場アクセスや経済活動自由化の恩恵が失われることを懸念しており、TPP11 の交渉と並行して太平洋同盟の準加盟交渉を進めること

表 太平洋同盟加盟国と準加盟国候補との FTA 締結状況

	正規加盟国				準加盟国候補			
	メキシコ	コロンビア	ペルー	チリ	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール
メキシコ		発効 (95年1月)	発効 (12年2月) TPP署名	発効 (99年8月) TPP署名	発効 (94年1月) TPP署名	TPP署名	TPP署名	TPP署名
コロンビア	発効 (95年1月)		発効 (06年1月)	発効 (09年5月)	発効 (11年8月)	なし	なし	なし
ペルー	発効 (12年2月) TPP署名	発効 (06年1月)		発効 (09年3月) TPP署名	発効 (09年8月) TPP署名	TPP署名	TPP署名	発効 (09年8月) TPP署名
チリ	発効 (99年8月) TPP署名	発効 (09年5月)	発効 (09年3月) TPP署名		発効 (97年7月) TPP署名	発効 (09年3月) TPP署名	発効 (06年11月) TPP署名	発効 (06年11月) TPP署名

〔注〕 グレーは発効済み。  
〔出所〕 各国貿易担当省ウェブサイト

で、同地域とのハイレベルな経済関係を確保する方針のようだ。

### ■ EU との FTA 交渉を加速させるメルコスール

メルコスールは、従来、先進国に外交面で対抗するための統合体としての性格が強かった。しかし、2015年12月のアルゼンチンのマウリシオ・マクリ政権の誕生を機に、他国・地域との経済連携を重視する方向に転換しつつある。2016年4月1日には南部アフリカ関税同盟(SACU: ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド)との特惠貿易協定が発効した。関税削減の対象品目数は、SACU側で1,026品目、メルコスール側で1,076品目となっている。

2016年5月には、EUとのFTA交渉において2004年以来となる物品貿易の市場アクセス、サービス、政府調達等についてのオファー交換が行われた。EUとのFTA交渉は2000年から開始されているため、時代の変遷に伴い当初のオファーを基に交渉することが事実上、難しくなっていたためだ。新オファーの交換後、初めての交渉会合が2016年10月にブリュッセルで行われ、2017年3月にはブエノスアイレス、同年7月にはブリュッセルで貿易分野を中心とする交渉が行われ、交渉のスピードが加速している。

欧州委員会の発表資料によると、交渉においては、関税削減の起点となる基準税率(ベースレート)を巡る議論(メルコスールは、EU側のベースレートは一般特惠(GSP)を採用すべきと主張)、輸出関税の撤廃を巡る議論(EUはアルゼンチンの農産品などの輸出税を問題視)など、いまだ乗り越えなければならないハードルは存在するが、両サイドの早期合意に向けた意欲は高い。

### ■ 両ブロック間の関係強化に向けた動きも

太平洋同盟とメルコスールという中南米の両ブロック間

の関係強化に向けた動きも進展している。両ブロックの接近は、チリのバチェレ大統領の提案に基づき、2014年11月にコロンビアのカルタヘナで開催された関係閣僚会合から始まった。その後、2015年にアルゼンチン、2016年にブラジルとメルコスール2大国で政権が交代し、両国で以前よりも開かれた経済政策に重点が置かれるようになったこと、2017年1月に米国のトランプ政権が発足し、メキシコを中心に対米依存のリスクが強く認識されるようになったことなどが、両ブロックの関係強化の必要性を再認識させることに繋がっている。

メルコスールと太平洋同盟は2017年4月7日にアルゼンチンで関係閣僚会合を開催し、これまでも確認されてきた貿易の円滑化と促進、税関協力、中小企業支援などといったテーマで協力することを再確認するとともに、今後のロードマップを設けることで合意した。